

## 第二回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会概要

第二回合同検討委員会概要	委員からの意見・指摘事項	行政の対応
<p><b>1 汚染除去と汚染拡散防止策について</b></p> <p>(1)これまでの調査結果について 両県のこれまでの調査結果を同一のマップにした。</p> <p>① 調査位置図：高密度電気探査、ボーリング調査、トレンチ掘削調査、弾性波調査</p> <p>② 廃棄物分布図：両県の廃棄物分布を示した。</p> <p>③ 事業場内廃棄物分析結果：特別管理産業廃棄物超過地点とその分布を示した。</p> <p>④ 地下水水質分析結果：各観測井ごとに地下水の環境基準超過項目を示した。</p>	<p>○地下水・廃棄物の検査結果データがほしい。 (議事録 P11 川本委員)</p> <p>&lt;委員長意見&gt; 技術的・科学的評価は別として、調査結果は信頼が おけるものである。</p>	<p>○両県の検査結果データを委員全員に送付</p>
<p>(2)今後の対応について</p> <p>① 汚染の除去について 住民の健康被害の防止と安心感の醸成を第一に、最終形態を「有害廃棄物の除去」と位置付ける。</p> <p>② 汚染拡散防止対策について 西側エリアについては、有害廃棄物の除去が最終形態であるが、しゃ水壁による汚染拡散防止策は、有害廃棄物からの浸出水による周辺環境への影響を防止するとともに、有害廃棄物の除去作業の過程で必要な措置と位置付ける。 東側エリアについては、有害廃棄物の除去が最終形態であり、早急に汚染そのものを除去することにより、恒久的な安全状態を早急に確保することを第一として、汚染拡散防止策は暫定措置と位置付ける。</p> <p>③ 原状回復スケジュールについて 西側エリアについては、14年度に汚染拡散防止基本計画を策定し、15年度に実施設計、15年度から16年度で水処理施設建設、16年度から18年度で汚染拡散防止壁築造工、雨水等表面排水工の工事を行う。 また、15年度以降、特別管理産業廃棄物から撤去に着手する。 東側エリアについては、14年度実施の汚染拡散防止に関する調査により対策を講じ、15年度から撤去と現地浄化を組み合わせで特別管理産業廃棄物を3年間で撤去する。 両エリアとも、随時周辺環境モニタリング調査を実施するとともに、有害廃棄物の除去後に土地還元、跡地整備、環境再生等の対応を図る。</p>	<p>○ 両エリアとも環境再生を実現するのに支障となるものは撤去するが、汚染リスクの高いものは汚染拡散防止したうえで早急に同時並行的に撤去する。この詳細を技術部会で詰めなければならない。 (P16 古市副委員長)</p> <p>○ できるだけ雨が汚染の中を通らないようにするには、雨水対策が必要である。 (P17 西垣委員)</p> <p>○ 周辺環境のモニタリングシステムをつくる必要がある。 (P18 板井、藤縄委員)</p> <p>○ 汚染拡散防止と水処理しながら、有害廃棄物の詳細を調査する必要がある。 (P18 長谷川委員)</p> <p>○ 有機溶剤については、ガス化等による除去を検討してはどうか。 (P18 長谷川委員)</p>	<p>○委員会に技術部会を設置し、協議することとした。</p> <p>○両県で雨水対策について計画を策定中。</p> <p>○両県で技術部会からの提言を受けてモニタリングシステムを構築し、強化することを検討する。</p> <p>○西側エリア：汚染拡散防止のための遮水壁、浸出水処理施設を設置する。 ○東側エリア：有害廃棄物の詳細調査終了。汚染拡散防止と水処理は詳細調査結果次第で検討する。</p> <p>○両県で廃棄物の埋立状況に違いはあるものの、技術部会の提言を受け、原位置浄化も視野に入れて検討する。</p> <p>○東側エリア：1測線の計画を5測線に増やして調査した。</p>
	<p>○ 地下水の汚染状況を詳しく調べてほしい。 (P22 長谷川委員)</p> <p>○ 今調査している場所ではなくて、青森県は県道浄法寺一田子線脇の牧草地についても不法投棄の状況を調査してほしい。 (P22 工藤委員)</p> <p>○ 現場の北側、東側への地下水の流れがないか精査してほしい。 (P23 中澤委員)</p> <p>○ 東側で流向流速方法の1つであるトレーサー法をやり、水道を把握してほしい。 (P23 藤縄委員)</p>	<p>○両県で技術部会の提言を受け、現在までのモニタリング、詳細調査、今後のモニタリングで把握する。</p> <p>○岩手県がH14にボーリング調査を行っていることから、調査の結果を見て検討する。なお、当該牧草地は、昭和55年に一般廃棄物処分場（し尿脱水汚泥）、昭和56年に産廃最終処分場（汚泥）として届出されている。</p> <p>○両県で技術部会の提言を受け、H14.11.21に地下水の一斉観測を実施するなど検討中である。</p> <p>○東側エリア：詳細調査の結果、流速が遅くトレーサー調査では時間と費用を要することから、イオン分析を実施</p>

第二回合同検討委員会概要	委員からの意見・指摘事項	行政の対応
	<p>○ フェノール類、基準にない物質の調査も必要ではないか。(P24 西垣委員)</p> <p>○ 現場で何か措置が進んでいるかが見えることが大事である。西側の流れている水への処置が必要ではないか。(P25, P27 小原委員)</p> <p>○ 工事中の大気モニタリングが必要である。(P26 川本委員)</p>	<p>○両県で技術部会からの提言を受け、対応を検討する。</p> <p>○西側エリア：H14 において、暫定的な浸出水浄化対策として、パーク（杉の樹皮）による浄化施設を2箇所設置した。</p> <p>○両県で技術部会からの提言を受けてモニタリングの位置等を決定し、工事の際に実施できるよう検討する。</p> <p>(委員からの意見の総括)</p> <p>○委員からの意見を踏まえ、行政対応を図る。</p>
<p><b>2 技術部会の設置について</b></p> <p>(1)目的 原状回復及び環境再生を実現するための具体的手法等に関する技術的評価等を行うことを目的として、技術部会を設置する。</p> <p>(2)位置付け 部会は委員会の下、次の事項について評価等を行う。</p> <p>①原状回復及び環境再生に係る調査に関する技術的事項</p> <p>②原状回復及び環境再生の方策に関する技術的事項</p>	<p>&lt;委員長説明&gt;</p> <p>技術部会は上記事項の評価等を行うが、必ず合同検討委員会で総合的な評価をして青森・岩手両県に返すものである。</p>	
<p><b>3 排出事業者責任の追及について</b></p> <p>排出事業者責任追求の状況と平成14年9月以降の予定を説明した。</p>	<p>○ 措置命令の措置を講じるに当たって、廃棄物の特定が難しいと思うが、具体的にどのような形で措置命令を行うのか。(P31 笹尾委員)</p>	<p>○ 廃棄物との因果関係が証明されると排出事業者が特定できるが、例えば燃え殻、汚泥、廃油等については、どのような措置命令のかけ方があるのか、環境省と十分協議し、あるいは指導をいただいてやっていきたい。</p>

## 第二回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会後の経過について

## (1) 排出事業者責任の追及

14. 8. 30 環境省主催「関係都県市担当部長会議」を開催し、排出事業者等の責任追及については、国、両県、排出事業者等が所在する都県市の連携のもと行う必要性を説明し、関係都県市へ協力を要請した。
14. 9. 27 両県主催「関係都県市担当者説明会」を開催し、両県が行う排出事業者等への責任追及事務において、関係都県市に依頼したい具体的な協力内容を説明し、協力を要請した。
14. 10. 28～11. 14 排出事業者等の調査の徹底を図るため、各関係都県市の協力を得て、報告徴収等の趣旨及び内容等を説明する「排出事業者等説明会」を両県共催で開催した。
14. 12. 24 収集運搬業者からの報告等を基に排出事業者の第2次リストアップ作業を実施してきた結果、新たに約8,000業者の報告徴収対象排出事業者をリストアップした。

## (2) 東側詳細調査の実施

平成14年10月から11月にかけて、現場内東側において地盤、地下水、廃棄物等にかかる調査を実施。結果が判明次第、技術部会に報告。

## (3) 合同会議の実施

平成15年1月22日、二戸市において青森・岩手合同会議を開催。第三回合同検討委員会について協議